

訴 状

令和5年8月4日

札幌地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 川 上 大 雅
同 代理人弁護士 矢 嶋 史 音



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

国家賠償請求事件

訴訟物の価額 178万6468円
貼用印紙額 1万4000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、178万6468円及びこれに対する令和4年12月21日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 はじめに

本件は、札幌南税務署が原告への法人税の課税について、何らの根拠がないにもかかわらず事実無根の約4000万円の売上除外を作出し、交渉によってその額を1174万3179円まで下げたり、存在しない認定賞与929万2

794円をさらに約半額の462万1397円にするなどの交渉をして法人税の課税額を操作したりするなどする内容を説明し、もって、425万2207円（延滞税等含め総額583万7812円）の不当な課税をするために修正申告をするように迫った不当課税未遂事件である。

2 当事者

原告は、パソコン等の中古事務用機械器具の販売及び輸出入を業とする株式会社であり、原告代表者は、外国人である。

大箸税理士及び成田税理士は、本件で被告職員と令和4年12月2日より対応を行った原告の現在の顧問税理士である。それぞれ国税局にて調査官として稼働した経歴を持ち、国税局を退職後、税務調査に精通する税理士として稼働しているものである。

札幌南税務署長は、国税庁の地方機関の長として、国税の賦課、徴収という国の公権力の行使に当たる国家公務員である。そして、被告の調査担当者は、札幌南税務署法人課税部門である。

3 事実の経緯

(1) 被告職員による調査の開始

原告は、平成27年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の各法人税について、法定納期限内に各確定申告を行った。

ア 令和4年10月3日

札幌南税務署法人課税部門の職員（「以下「被告職員」という）5名が、突然、無通知で原告方及び原告代表者方へ臨場し、税務調査を開始した。なお、国税通則法74条の9第1項柱書は、納税義務者に対する調査の事前通知について、「税務署長等は、国税庁等又は税関の当該職員に納税義務者に対し実地の調査において第74条の2から第74条の6までの

規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合には、あらかじめ当該納税義務者に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。(条文かっこ書き省略)」と規定しているが、本件ではこれが一切なかった。

原告代表者からすれば、当然、無通知での税務調査を受けることは初めてであったから突然の臨場に困惑し、顧問税理士の立ち合い要請することもできず不安であったが、何らの申告漏れをしているとの認識もなかったため、被告職員からの質疑応答に対応した。

被告職員は、「調査を行う場所」(同項2号)や「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」(同項6号)を原告に通知しなかったにもかかわらず、原告方のパソコンに保存されたフォルダや、机の中、原告の自宅部分や原告の社宅などを確認するとともに、社宅にあった原告の昔の領収書等の資料を持ち帰った。

イ 令和4年10月4日、同月11日

被告職員は、原告代表者方へ臨場し、聞き取り調査等を実施した。

(2) 架空の売上除外の指摘

ア 令和4年11月21日

被告職員は、原告代表者へ聞き取り調査をするとともに、原告元従業員の■■■■(■■■■) (以下「■■■」という) 名義のゆうちょ銀行の通常貯金口座(以下「本件口座」という)に、多額の現金の入金が行われている旨の事実があったことのみを理由として、原告において売上除外(以下「本件売上除外」という)が約4000万円以上存在していると指摘をした。

なお、指摘事項の根拠としては、あくまでも■■■個人名義である本件口座のみであって、原告名義の預貯金口座の取引履歴等は無関係であった。

原告は、原告の事業において商品の仕入れ費用は現金で支払うこともあるが、売上については売却先が主として東京の業者であったため振込みによる代金の受領がほとんどであるから、入金ベースでの現金のやり取りはほとんどなく、いわゆる現金商売をしている法人ではなかった。原告代表者は、その旨の説明を行った。

そのため、そもそも売上除外の事実もないが、原告の日頃の決済方法からして、仮に■■■■の個人口座である本件口座に多額の入金があったとしても原告の事業とは無関係の入金であることは明らかであるから、本件売上除外は事実無根であり多額の税金は支払えない旨の回答をした。

そうであるにもかかわらず、被告職員は、日本語が不自由な原告代表者に対して、パソコンですでに大筋の案が作成されていると思われる供述調書の加筆修正等をその場で開始し、売上除外の存在が間違いないとする旨の内容の供述調書へ署名するように強要した。

作成を強要された供述調書は、原告及び訴外誠トレーディング有限公司とそれぞれ一通ずつであった。

原告の顧問税理士の立ち合いがなかったため、原告代表者は、供述調書への署名によってどのような不利益が生じるのか否か知らなかったし、また、被告職員からもそのような説明がなかった。

原告代表者は、売上除外が存在しないと被告職員に再三説明したが、意に反した内容の供述調書が作成され、結局、被告職員に言われるがまま署名せざるを得なかった。

原告は、当時から供述調書の内容を理解しておらず、詳細内容については記憶もないし、かつ当該供述調書の写し等の交付も受けていないため、当該供述調書につき、被告において提出されたい（求釈明を求める）。

イ 令和4年11月30日

被告職員が原告代表者方へ臨場し、「加減算事項」と題する書面（以下

「加減算事項①」という)を提示するとともに、調査結果の説明及び本件売上除外を含んだ修正金額、納付税額の説明をし、修正申告の勧奨(法74条の11第3項)をした(甲1)。

加減算事項①には、本件売上除外を1174万3179円とすること、認定賞与を929万2794円とすること、税額が概算として577万0817円発生する旨の記載がしてあった。

しかしながら、被告職員は、これらの加減算事項①の数字を原告代表者へ見せつつ、本来であれば約4000万円以上の売上除外を認定することも可能であるが、今回は1174万3179円の認定にとどめておくこと、認定賞与も被告職員の裁量で「半分にしてあげます。」と行って加減算事項①から半額にすることが可能であること、その場合の税額は加減算事項①記載の概算額から145万7817円値引きをして431万3000円となることを説明した。

被告職員は、これらの説明を踏まえて、「これでどうでしょうか。」等、まるで、税額の交渉をするような発言をしながら修正申告をするよう勧奨した。なお、その際には、本件売上除外が1174万3179円となることの根拠はもとより、半額となる根拠が示されることもなかった。

なお、加減算事項①の書面に記載のある手書きの数字は、これらの被告職員の説明を聞きながら原告代表者が記載したものである。

また、その際には、被告職員より「税務署にて上司と相談した結果、これ以上、安くない、これが最終である。」旨の説明も受けた(以下、一連の被告職員の行為を「本件行為」という)。

原告代表者は、身に覚えのない法人税の突然の課税について困惑したが、その当時は431万3000円という数字が法人税以外の道市民税等すべての名目の税金を含む税額であると誤信していたし、被告職員の説明から少し税額が減りありがたいと感じた事実もあり、当時の経営状

況からしてぎりぎり支払いができる金額であるとの印象をもった。

しかし、後述のとおり変更した顧問税理士の説明によって、そのほかにも多額の道市民税（法人と原告代表者に対する個人のもの）や延滞税が追加でかかることを認識し、原告の破産を考えるに至った（甲5、甲7）。

結果として、本件行為によって、原告代表者は、431万3000円の法人税の支払い及び道市民税等の他の税金の支払いか、原告を破産するかを選択を迫られることとなった。

(3) 新たに税理士に委任する必要性が生じたこと

ア 令和4年12月2日

原告代表者が本件行為の対応について悩んでいたところ、本件とは全くの別件として原告代表者が代表を務める他の法人訴外誠トレーディング有限会社の顧問税理士との契約が終了することに伴い、新しい税理士の候補として知人から税理士法人 Impact 所属の大箸税理士、成田税理士（以下、まとめて「税理士ら」という）の紹介を受けた。

もともと、訴外誠トレーディング有限会社の税務申告を業務として顧問契約を締結するつもりであったが、その打合せの際に偶然、原告代表者が受けた本件行為について税理士らに相談することによって、税理士らは、本件行為を知ることとなった。

税理士らが原告代表者から事実関係の聞き取りを行うと、要旨「本件売上除外の事実は存在しないが、原告代表者は外国人であり、日本の税務署に歯向かっても勝てないので、悔しいけどあきらめて税金を支払うしかない。」との話であったことから、原告へ顧問税理士の選任の必要性があることを説明した。

したがって、原告は、本件行為の対応のために、当初は予定していなかった原告の顧問税理士として税理士らに対し顧問契約を締結すること

となった。

(4) 調査懈怠の発覚

ア 令和4年12月12日

成田税理士が札幌南税務署へ臨場し、被告職員から本件売上除外の根拠を聴取したところ、要旨「本件口座に約7年間で約4000万円以上の多額の入金があり、実際の課税すべき金額は指示した修正申告の内容よりも多額であるが、1174万3179円で勘弁した旨、■■■■から『現金売上を除外し、本件口座に入金されて出金した現金は原告代表者へ渡した。』旨の供述を得たため、組織的な売上除外と判断した。」旨の回答を得た。

なお、その際に特に資料は示されなかったため、成田税理士は、売上除外とした取引対象や代金額といった根拠があるのか否かを被告職員へ確認した。

そうしたところ、被告職員からは、不明であるが何か物を送っており、その代金が本件口座に入金されているのではないだろうか、という推測に基づく抽象的な回答にとどまった。

また、本件売上除外の根拠として、原告が運送会社へ依頼しているトラックの発送伝票が申告している売上回数よりも多いからとの指摘を受けたため、原告代表者は、北海道ではパソコン等の廃棄の際に手数料が発生してしまうため、輸送代を払ってでも無料で廃棄できる東京で廃棄した方がトータルで処分費用安いから、商品輸送のみではなく、廃棄物の輸送も相当数あるから輸送回数が売上回数以上となっても不自然ではない旨説明したが、結局、信用されることはなかった。

イ 令和4年12月16日

成田税理士が南税務署へ臨場したところ、2枚目の加減算事項と題する書面（以下「加減算事項②」）が交付された（甲2）。

被告職員からは、仮受金、仮払金等の処理をして消費税を整理し、加減算事項①の金額を微修正して最終的に425万2207円での課税額となる最終案であるとの説明があった。

ウ 令和4年12月20日

被告職員が原告代表者方へ臨場し、本件売上除外の存在を問い詰めたので、原告代表者は、実際にそうであったから「■■■■は解雇した人間で、本件口座のことも一切知らない。」旨回答した。

しかしながら、その後も被告職員は「一部は北祥の売上じゃないのか。」等しつこく問いただし、結局、約1時間30分以上、本件売上除外を認めるように説得し続け強要しようとした。

そして、あまりにも不自然な内容であったことから、成田税理士より被告職員に対して売上除外先（売却先となる相手方や、取引の商品、代金額等）について改めて照会したところ、本件口座の入金明細（甲3）以上の情報は有していないとの回答があり、加減算事項①や加減算事項②の作成時点において、1件の取引も判明しておらず、何らの根拠にも基づかないで原告に対して修正申告を強要していた強い嫌疑が生じた。

エ 令和4年12月21日

前日の強い嫌疑の確認のため、税理士らは札幌南税務署へ臨場し、被告職員に改めて売上除外先、取引の年月日及び金額等の詳細の照会をした。

そうしたところ、被告職員より「実は、具体的な売上除外先は1件もわかっていない。」旨の回答があり、根拠に基づかない課税を強行しようとしていたことが確定的に判明した。

それまでに被告職員が示した本件売上除外の根拠は本件口座の取引明細（甲3）と、運送会社への発送伝票のみであった。

そのため、税理士らは、本件売上除外は事実捏造であり、原告への修

正申告の勧奨が不当な課税行為であること、具体的な売上除外先が存在しないのであれば修正申告を提出しない旨の抗議を行った。

(5) 調査懈怠が判明した後に初めて反面調査を開始したこと

ア 令和4年12月頃

この頃より、税理士らからの抗議を受けた被告職員は、本件売上除外に係る調査として、取引先、周辺事業者等に対する文書による取引照会等、反面調査の実施を開始した。

イ 令和5年6月15日

半年以上に及ぶ調査の結果として被告職員から大審税理士へ架電があり、「本件調査事案について修正額は0円であり、申告を是認する。」旨の連絡があった。

ウ 令和5年6月21日

被告職員より、更正決定等をすべきと認められない旨の通知書を受領し、本件売上除外が存在しないことが確定した（甲4）。

なお、本件行為について、不当課税を行おうとした説明や謝罪を求めたが、現時点で何らの対応もされていない。税務調査の結果、総額583万7812円もの税金が一度は発生し、その後消失した理由については不明である（甲5）。

4 責任原因

(1) 「公権力の行使」にあたること

被告職員は、「公務員」である。

そして、「公権力の行使」とは、公務員によって行われるもののうち、純然たる私経済作用を除くその余の作用のことであり、権力的作用のほか非権力的作用も含まれる。

請求の対象となる本件行為は前項のとおりであるが、以下のとおり改めて

整理する（以下、個別の行為を「本件行為①」等という）。

- ① 令和4年10月3日、被告職員5名が、突然、無通知で原告方及び原告代表者方へ臨場し、税務調査を開始したこと。
- ② 同日、被告職員は、「調査を行う場所」（同項2号）や「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」（同項6号）を原告に通知しなかったにもかかわらず、原告方のパソコンに保存されたフォルダや、机の中、原告の自宅部分や原告の社宅などを確認するとともに、社宅にあった原告の昔の領収書等の資料を持ち帰ったこと。
- ③ 同年11月21日、被告職員は、原告代表者の日本語が不自由であることを認識し、かつ原告代表者が売上除外の存在を一貫して否定し続けていたにもかかわらず、原告代表者名義の供述調書のデータを事前に作成し、原告代表者に対して売上除外の存在を意に反して認める内容の供述調書の作成をした場合の不利益について説明することなく、売上除外の存在が間違いないとする旨の内容の供述調書を作成して署名するように強要し、実際に署名させたこと。
- ④ 同年11月30日、被告職員が原告代表者方へ臨場し、何らの根拠がないにもかかわらず、加減算事項①を提示するとともに、本来であれば約4000万円以上の売上除外を認定することも可能であるが、今回は1174万3179円の認定にとどめておくこと、認定賞与も被告職員の裁量で「半分にしてあげます。」とあって加減算事項①から半額にすることが可能であること、その場合の税額は加減算事項①から145万7817円値引きをして431万3000円となることを説明したこと及びこれらの説明を踏まえて、「これでどうでしょうか。」等、本件売上除外が1174万3179円となることの根拠はもとより、半額となる根拠が示さず、まるで、税額の交渉をするように発言をし、修正申告をするよう勧奨したこと。

- ⑤ 同年12月16日、成田税理士が南税務署へ臨場したところ、何らの根拠がないにもかかわらず、加減算事項②を提示するとともに、調査結果の説明及び本件売上除外を含んだ修正金額、納付税額の説明をし、修正申告の勧奨（法74条の11第3項）をしたこと。
- ⑥ 同月20日、被告職員が原告代表者方へ臨場し、原告が本件売上除外について否定しているにもかかわらず、その存在を問い詰めて「一部は北祥の売上じゃないのか。」等何らの根拠もなくしつこく問いただし、結局、約1時間30分以上、本件売上除外を認めるように説得し続け強要したこと。
- ⑦ 同年11月21日ないし同年12月21日まで、被告職員が原告に対し、具体的な売上除外先が1件もわかっていない状態で架空の売上除外を認定し、加減算事項①及び加減算事項②に基づく修正申告をすよう強要し続けたこと。

本件行為①ないし⑦は、いずれも、被告職員によって行われたものであり、当然「公権力の行使」にあたる。

(2) 違法性

違法とは、当該公務員の行為につき、公権力発動の要件を欠如していたことをいう。

本件において、本件行為①は、本来、税務調査を開始する際には、納税義務者に対する調査について事前通知をしなければ税務調査を行うことが出来なかったにもかかわらず、これをしなかった（法74条の9第1項柱書）。

したがって、無通知での税務調査という行為は公権力発動の要件を欠如しており、違法である。

本件行為②は、本来、原告方のパソコンに保存されたフォルダや、机の中、原告の自宅部分や原告の社宅などを確認するとともに、特に、社宅にあった原告の昔の領収書等の資料を持ち帰るためには、納税義務者に対する具体的

な調査として「調査を行う場所」（同項2号）や「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」（同項6号）を事前に通知しなければこれらを対象として調査を行うことができなかつたにもかかわらず、これをしなかつた。

したがって、無通知での税務調査という行為は公権力発動の要件を欠如しており、違法である。

本件行為③は、本来、税務調査に関する調査に係る質問検査権（法72条の2）は、「税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的」（法1条）としてなされなければならないところ、被告職員は、納税者が説明したことがない事実を記載すべきではないにもかかわらず原告代表者が言葉に発したこともない「売上除外が存在する。」旨の事実を盛り込んだ供述調書を作成し、かつ、日本語が不自由な原告代表者に対して配慮なく供述調書の内容を確認させず、法的に署名の義務がないことや、署名した際に生じる不利益についての説明が一切なく、これを強要し、実際に署名させた。

したがって、納税者の説明する事実と全く異なる虚偽の事実を記載した供述調書を作成し、これを納税者に十分に理解させずに署名を強要した行為は公権力発動の要件を欠如しており、違法である。

なお、本件行為③については、実際に原告代表者においていかなる内容の供述調書が作成されたかについて記憶も極めて乏しいため、被告からの提出を受けて主張を整理する可能性があることを念のため付言する。

本件行為④ないし⑦は、本来、修正申告の勧奨をすることができるのは、国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合に限られる（法74条の11第3項）ため、調査によって得られた更正決定等を行うことが出来る程度に成熟した何らかの根拠に基づいてしなければならなかつたし、その程度は勧奨、すなわち、任意に勧める程度のものでなければならなかつた。

そうであるにもかかわらず、原告の従業員という原告とは全く別の主体である個人名義の通帳の入金のみ的事实という、現金商売をしていない法人の売上除外を推認させるものとは到底いえない状況で任意に数字を設定して加減算事項①及び加減算事項②という根拠不明の書面を提示して数日にわたり、かつある日には約1時間30分以上という時間を使って修正申告の強要を行った。

したがって、更正決定等をすべきと認める場合とはいえ、かつ、勸奨の程度も逸脱している行為は、公権力発動の要件を欠如しており、違法である。

(3) 故意または過失

特に過失とは、当該公務員における客観的注意義務に違反することである。

本件について、被告職員は、本件行為①及び②を行うに際し、事前通知をすべきであったにもかかわらずこれをしなかったことは、当然知っていたはずであるから故意があるし、少なくとも客観的な注意義務に違反しているため、過失がある。

また、本件行為③が、原告代表者の発した言葉ではないことを十分知っていたはずであるから、虚偽の内容の課税を行うために虚偽の供述調書を作成しようとしており当然故意があるし、少なくとも納税者の記憶に反する供述調書を作成してはならないとする客観的な注意義務に違反しているため、過失がある。

さらには、被告職員は、本件行為④ないし⑦を行うに際し、根拠資料が主として本件口座の取引履歴のみであったが、法人の売上除外について、その従業員の個人口座に多額の入金があったことのみを理由として売上除外を認定することができないことは当然知っていたであろうし、認定賞与を半額にしたりするような行為を行っていたことから、元々存在しない金額であることを知って修正申告の勸奨を行っていたことにつき故意があるし、少なくとも客観的な注意義務に違反しているため、過失がある。

したがって、本件行為①ないし⑦には、故意があるし、少なくとも過失がある。

(4) 小括

損害については次項のとおりであるが、以上のとおり、本件行為①ないし⑦は、国家賠償法1条1項に規定する要件事実を満たす。

5 損害の内容及び金額

(1) 税理士費用 162万4062円

原告は、被告職員からの本件行為の対応をするために税務調査にノウハウを有する税理士らに依頼せざるを得なかった。

そして、税理士らの交渉によって当初の申告が是認され、583万7812円の不当課税を回避することができたが、そもそも、被告が架空の事実に基づいた修正申告を強要しなければ発生しない損害であった（甲5）。

したがって、本来であれば支出の必要がなかった税理士費用162万4062円は、本件行為によって生じた損害である（甲6）。

(2) 弁護士費用 16万2406円

弁護士費用は、原告の請求額の1割である金16万2406円が相当である。

(3) 合計額 178万6468円

以上の合計額は、178万6468円である。

第4 結語

よって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、178万6468円及びこれに対する令和4年12月21日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

第5 関連事実

原告代表者が代表取締役を務める訴外誠トレーディング有限会社についても、被告職員による本件と同様の不当課税未遂事件が発生している可能性があり、現在、税理士らに対応中である。

今後、被告職員の行為が国家賠償法上の責任が発生するものであると評価し得る場合には、追加で提起する準備がある。

本件について、原告は、その説明や謝罪を強く求めていたが、被告職員から原告に対して虚偽の売上除外の存在を認定したことや、虚偽の供述調書を作成した行為等についての一切の説明や謝罪が現時点までされていない。

したがって、原告は、被告の本件を何事もなかったようにする態度を通じて、被告が今回のような不当課税未遂行為について何らの反省をしたり不手際を検証したりしなければ、現在および今後も同一の管内において同様のことが行われるのではないかと懸念があり、納税者の一人としてその責任を自覚させる必要性を強く実感したため、本件訴訟を提起するに至った（甲7）。

証 拠 方 法

証拠説明書の通り。

附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲号証写し	各1通
3	資格証明書	1通
4	訴訟委任状	1通

別紙

当 事 者 目 録

〒061-1444 北海道恵庭市京町62番地1

原 告 北祥株式会社

上記代表者代表取締役 林 永 誠

〒001-0023 札幌市北区北23条西8丁目3番33号

coneco bld. 1階

札幌北商標法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 川 上 大 雅

同 訴訟代理人弁護士 矢 嶋 史 音

電話 011-700-0700

FAX 011-700-0701

〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 齋 藤 健

以上